

685 朝鮮弁護士試験規則制定

〔法学新報〕第32卷1(361)号 大正11年1月1日

○朝鮮弁護士試験規則制定 朝鮮弁護士試験規則は総督府令を以て公布せられ本年一月一日より施行せられたるか該規則の要項左の如し

一 委員長は朝鮮総督府法務局長を以て之に充て其他の委員は朝鮮総督府法務局勤務の高等官及朝鮮総督府判事検事の

中より試験施行毎に朝鮮総督之を命す

一 試験は毎年一回朝鮮総督府に於て之を行ふ試験の期日は委員長之を定め三ヶ月前官報及朝鮮総督府官報を以て之を公告す

一 左の各号に該当する者は試験を受くることを得ず

(イ) 弁護士規則第一条第二項に該当する者

(ロ) 破産若くは家資分散の宣告を受け復権せざる者又は身代限の処分を受け債務の弁償を終へざる者

一 試験は国語を以て之を行ふ

一 試験を分ちて予備試験及本試験とし尚ほ身体検査を行ふ

一 身体検査に合格せざる者は不合格とす

一 予備試験は論文につき之を行ふ

一 本試験は筆記及口述とす

一 筆記試験は憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際私法及経済学、口述試験は民法、商法、刑法、民事訴訟法及刑事訴訟法中三科目以上